

神奈川県男女共同参画推進条例の一部改正について

1 主な改正の内容

(1) 「ジェンダー平等」の定義規定の新設等

男女共同参画を推進し、すべての人が個性と力を発揮できる社会の形成を目指すため、「ジェンダー平等」について目的に明記し、文言の定義規定を新設する。

(2) 「男女」を「すべての人」に修正

男女共同参画の推進にあたって、「男女」の二元論ではなくジェンダー平等の実現を目指すものであることから、条文中の主語を「男女」から「すべての人」へ修正する。

(3) その他用語整理

男女共同参画の推進に関し、事業者が取り組む意義やメディアリテラシーの醸成に関する情報の具体的内容を追記する。

2 調整状況

令和 6 年 12 月 第 3 回神奈川県男女共同参画審議会にて審議
令和 7 年 5 月 改正案を共有

3 今後のスケジュール

令和 7 年 10 月まで	個別条項の文言を政策法務課と調整
令和 7 年 12 月	令和 7 年第 3 回厚生常任委員会に条例改正の検討について報告
令和 8 年 2 月	令和 8 年第 1 回県議会定例会に条例改正議案を提出